

統計に示す獨逸の有限責任會社

室 谷 賢 治 郎

小 引

我が國未曾有の時局を反映する第七十三議會は各種の重大な法案を通過せしめたが、その中で企業形態に關し特殊な有限會社法を制定したことは注目に値する。此の有限會社なるものは夙に英國・獨逸・佛蘭西等の諸國に於て認められ、我が國の制度もこれに倣つたことは司法大臣鹽野季彥閣下の提案理由の説明によつても窺はれる。曰く「株式會社ハ通例之ヲ組織スル株主ノ數ハ甚ダ多イノデアリマシテ、或ル株主ト他ノ株主トノ間ニ連絡ノナイノガ普通デアリマスルシ、又廣ク株式ノ賣買ガ行ハレマシテ、株主ノ移動ハ常ニ生ジテ居ルノデアリマス。然ルニ株式會社ノ株主ト同ジク有限責任デアリマスケレドモ、相互ニ信賴關係ノ厚イ少數者ニ依ツテノミ組織スル特殊ノ法人ガ營業上甚ダ適當ナ形態デアリマシテ、御承知ノ如ク英國ニ於テ先ヅ發達シ、獨逸、佛蘭西等ノ諸國モ既ニ之ヲ是認シテ居ルノデアリマス。我國ニ於キマシテモ實業界ニ於テ大分以前カラ其要望ガ強クナツテ居タノデアリマシテ、昭和六年七月法制審議會ハ、商法改正要綱ノ諮問ニ對スル答申ノ一項

目トシテ、外國法上ノ有限責任會社又ハ英國法上ノ私會社ニ該當スル特別ノ會社ヲ認メ、之ニ付キ特別法ヲ以テ規定ヲ設クルコトヲ明ニセラレタノデアリマス。之ニ基キマシテ司法省内ノ商法總則及會社編改正調査委員會ニ於キマシテ、商法中改正案ニ引續キ有限會社法案ノ立案審議ヲ進メマシテ、今回茲ニ提案スル運ビニ至ツタ次第デアリマス。」

然らば外國に於ける有限會社の近況は如何。左に特に獨逸に於ける有限責任會社 Gesellschaft mit beschränkter Haftung (G. m. b. H.) の最近の狀況を統計的數字によつて示して見よう。彼地の研究誌「經營經濟」本年二・三・四月號 Die Betriebswirtschaft: Zeitschrift für Handelswissenschaft und Handelspraxis. 1938, 31. Jahrg. Heft 2, 3, 4 にハンヌ・マウフ H. Hans Mauve 氏が掲げたところに據るものであるが、中に若干の訂正を加へて置いた。

一九三六年十二月三十一日現在の獨逸に於ける有限責任會社は株式會社に比し左の如き社數と資本金とを有する。

社 數	資 本 金 (單位百萬マルク)
有限責任會社	三九、二四九
株式會社	七、二〇四
	一九、二二五

右の外に尙ほザール地方には四千萬フランの資本金を有する二六八の有限責任會社があり、また一四の紙幣

統計に示す獨逸の有限責任會社（室谷）

年次	株式會社			有限責任會社			個人企業及人的會社		
	設立	解散	殘存 +設立 -解散	設立	解散	殘存 +設立 -解散	設立	解散	殘存 +設立 -解散
1924	1,861	1,070	+ 791	7,914	7,694	+ 220	21,229	14,659	+ 6,570
1925	323	2,393	- 2,070	7,989	12,885	- 4,896	18,031	20,781	- 2,750
1926	231	1,651	- 1,420	6,155	12,215	- 6,060	12,693	23,827	- 11,134
1927	360	1,545	- 1,185	4,582	11,632	- 7,050	13,840	23,328	- 9,488
1928	356	932	- 576	4,186	8,384	- 4,198	12,691	22,227	- 9,536
1929	321	804	- 483	4,289	6,779	- 2,490	10,406	19,263	- 8,857
1930	268	679	- 311	4,272	4,728	- 456	9,529	19,559	- 10,030
1931	188	738	- 550	4,419	4,671	- 252	7,976	17,428	- 9,452
1932	80	904	- 824	4,045	4,777	- 732	7,390	16,260	- 8,870
1933	95	600	- 505	3,283	4,367	- 1,084	9,355	14,188	- 4,833
1934	61	602	- 541	2,397	4,890	- 2,493	13,082	13,611	- 529
1935	40	838	- 798	1,495	8,892	- 7,397	15,002	15,713	- 711
1936	37	723	- 686	1,733	7,513	- 5,780	16,019	16,266	- 247

マルクの會社がある。

而して凡ゆる商業の約一二%は有限責任會社の形態を採り、二・二%は株式會社の形態を有することになつて居る。有限責任會社に就ての記録は一九〇九年九月三十日に遡り、當時は一六、五〇八の社數と三五億マルクの資本金とを算し、株式會社の五、二二二の社數及び一四七億マルクの資本金に對せしめられた。之を一九三六年十二月三十一日と比較すると有限責任會社は社數に於て二二、七四一即ち一三八%の増加であり、資本金に於て一五四一、四（單位百萬）即ち四三・五%の増加である。設立の最高記録は一九二三年で、此の年一五、六八五の新設を見たが、是れは實に一九一〇年から一九一三年までの總計に略ぼ該當するものである。然るに翌年は解散せられるもの亦甚だ多く、一九二六年の如きは一三、二一五の解散あり、是れは正に一九一〇年から一九一三年までの解散の倍に相當するものである。斯くて一九一〇年から一九三六年までの時期を取つて見ると毎年平均五〇八〇の新設と四六四〇の解散とが併

年次	設立 總數	株式會社及 有限責任會社		個人企業及 人的會社	
		數	全體 百分 率	數	全體 百分 率
1932	11,515	4,125	35.7	7,390	64.3
1933	12,733	3,378	26.5	9,355	73.5
1934	15,540	2,458	15.8	13,082	84.2
1935	16,537	1,535	9.3	15,002	90.7
1936	17,789	1,770	9.9	16,019	90.1

行しつづつあつたことになる。若し右の數を絶對的に評價しようとするならば此の數がインフレーションの時期及び其の後の特殊事情により著しく影響せられたことを注意せねばならぬ。一九二六年以降は新設に際し右の平均に達することなく——一九三六年の如きは僅かに一七三三の新設に過ぎぬ——解散の平均は一九二四年以降絶えず超過したのである。

然るに株式會社にあつては一九二三年の新設は一九一〇年から一九一三年までの殆ど四〇倍に達し、他方一九二五年の解散は右の期間の約二十三倍であつた。一九三六年には三七の新設と七二三の解散とが相對し、其の變動は有限責任會社に於けるよりも大である。

一九二四年以來の株式會社・有限責任會社並びに個人企業及び人的會社の統計を示せば右表の如くである。(一五七頁)

表によつて見ると一九三〇年頃までは三つの企業形態は殆ど其の發展を等しくする。一九二四年には新設の數が多いけれども、一九二五年以後は解散の數が新設の數よりも多い。是れはインフレーションの時期に於ける過度の膨脹を清算する必要に迫られたからである。一九三〇年及び一九三一年には株式會社も有限責任會社も從來の發展に對し根本的變化を示すことはなかつたが、個人企業及び人的會社は解散過多といふ退歩を現はした。

統計に示す獨逸の有限責任會社 (室谷)

資 本 別 (單位 マルク)	社 數	資 本 (單位百万 マルク)	社 數 資 本	
			百 分 率	
500未満	907	0.5	2.31	0.01
500以上5,000未満	2103	4.5	5.36	0.09
5,000以上20,000未満	5865	48.0	14.94	0.94
20,000以上50,000未満	19075	447.4	48.60	8.81
50,000以上100,000未満	4104	251.6	10.46	4.95
100,000以上500,000未満	5563	1060.9	14.17	20.88
500,000以上1,000,000未満	803	498.3	2.06	9.81
1,000,000以上5,000,000未満	714	1221.4	1.82	24.05
5,000,000以上20,000,000未満	92	737.3	0.23	14.52
20,000,000以上.....	18	808.9	0.05	15.94
	39249	5079.8	100.0	100.0

さて一九三二年からは右表のやうな變化を生じた。(一五八頁
即ち最近五年に於ける株式會社及び有限責任會社の設立は二
三五五(〓五七%)減じ、個人企業及び人的會社にあつては八
六二九(〓一一七%)増した。設立總數に就て見ると第一の組
は三五・七%から九・九%に即ち約四分の三減じ、第二の組は
三分の二から十分の九に増したことなるのである。

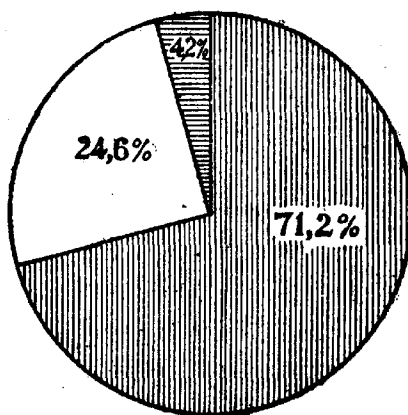
二

有限責任會社の平均資本は一九〇九年以來絶えず減少した。
然るに株式會社にあつては歐洲大戰に至るまで之と反對の發展
を示した。而して此の傾向は其の後も繼續せられたけれども、
有限責任會社の株式會社に對する資本金の割合は常に不利であ
つた。即ち有限責任會社の平均資本は一九〇九年に二一四、〇
〇〇マルクで、株式會社の二、八五三、〇〇〇マルクに比すると
約十三分の一であつたが、一九三六年末に至り一二九、〇〇〇
マルクで株式會社の二、六六九、〇〇〇マルクの約二十分の一と
なつた。一九三六年十二月三十一日現在の有限責任會社の資本

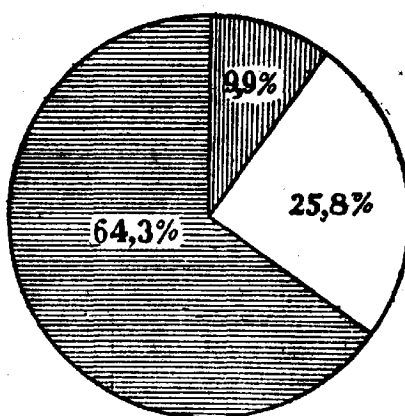
別統計は右表の如くである。(一五九頁)

斯く有限責任會社總數の二二・六一%は一九二六年以來新設に必要な最少資本二萬マルクに達することはな

社 數



資 本



資本金
50,000マルク以下

資本金
50,000マルク以上
500,000マルク未満

資本金
500,000マルク以上

かつた。之に四八・六%が株式會社新設に對する舊法下の資本金五萬マルクのも
のとして加はり、此の中多數は本位制
回復後に有限責任會社として設立せられ
たのである。それは株式會社に必要な資
本は當時得られなかつたからである。

株式會社の舊法に於ける最少資本と株
式會社法以後の新しい最少資本との間に
は有限責任會社の總數の二四・六三%が
存し、之は一、三二二、五〇〇、〇〇〇マ
ルクの資本即ち國勢調査日に於ける有限
責任會社の總資本の二五・八%を示すも
のである。

五十萬マルク以上の資本を有する大なる有限責任會社は社數に於て四・一六%を占め、資本別に於て六四・三
二%を占める。右圖は有限責任會社の社數及び資本金を三大別して示したものである。

統計に示す獨逸の有限責任會社（室谷）

營業別	有限責任會社		株式會社		有限責任會社		株式會社	
	社數	資本金 單位 (1000マルク)	社數	資本金 單位 (1000マルク)	社數 %	資本金 %	社數 %	資本金 %
1. 原料工業	2,225	413,331	592	4,230,077	5.67	8.14	8.22	22.00
2. 製造工業	14,066	2,221,370	3,335	6,636,352	35.84	43.73	46.29	34.52
3. 水道、瓦斯、電氣供給事業	322	187,535	247	2,756,730	0.82	3.69	3.43	14.34
4. 商業	17,696	1,451,998	1,631	955,125	45.09	28.58	22.64	4.97
5. 貨幣、銀行、取引所、保險業	627	329,564	637	3,018,569	1.60	6.49	8.84	15.70
6. 交通業	1,014	259,336	384	1,361,112	2.58	5.10	5.33	7.08
7. 其他	3,299	216,722	378	266,623	8.40	4.27	5.25	1.39
	39,249	5,079,856	7,204	19,224,588	100.00	100.00	100.00	100.00

因みに一九三六年十二月三十一日現在の獨逸に於ける有限責任會社の著大なるものは次の通りである。

	資本金 (百万マルク單位)
Ammoniakwerk Merseburg G. m. b. H., Merseburg	135
Berliner Elektrizitäts-Union G. m. b. H., Berlin	84
Westfälische Elektrizitätswirtschaft G. m. b. H., Dortmund	75
Leopold Cassella & Co., G. m. b. H., Frankfurt a. M.	60.9
„Olex“ Deutsche Benzin und Petroleum G. m. b. H., Berlin	60
Gräflich Schaffgotsch'sche Werke G. m. b. H., Gleiwitz	50
Stettiner Hafengesellschaft m. b. H., Stettin	50
Henschel-Verwaltungs G. m. b. H., Kassel	45
Gebüder Stumm G. m. b. H., Neunkirchen (Saar)	36
Hamburgisch-Preussische Hafengemeinschaft G. m. b. H., Hamburg	35

三

有限責任會社の營業別は大體に於て上表の如くである。之によつて見ると有限責任會社の總數の八〇%は製造工業及び商業が占め、残りの二〇%は其他の營業に分たれる。然るに株式會社にあつては分布は一層細密を加へ、實に四六・二九%

が製造工業によつてのみ占められる。最少資本が小さいといふ法律形態として、従つてまた中小の經營の法律形態としての有限責任會社の性質からして此の會社形態は商業の方面に利用せられることが多く、總社數の四五%と總資本の約二九%を占めて居るのである。此の方面では株式會社は總社數の約二三%を占めるに過ぎぬ。但し斯く高度の發展を有限責任會社に於て示しつつも此の企業形態で經營せられる商業は商業の全體から見ると僅かに一・五%乃至二%に相當し、商業従業者の八%を包容するに止まる。商業に次いで製造工業の範圍で有限責任會社の占める割合は約三六%である。併し株式會社及び有限責任會社の形態で經營せられる製造工業については株式會社に一九・二%、有限責任會社に八〇・八%割宛てられて居る。

平均資本 (單位1000マルク)

	有限責任會社	株式會社
1936年末……………	129	2,669
營業別 1……………	185	7,109
同 2……………	158	1,990
同 3……………	582	11,110
同 4……………	82	585
同 5……………	525	4,740
同 6……………	203	3,500
同 7……………	66	705

株式會社の資本は商業を除く凡ての營業部門に於て有限責任會社よりも大である。商業に就ては有限責任會社の數は株式會社の數の正に十一倍に及ぶのである。

上に示すのは個々の營業別に於ける平均資本を有限責任會社と株式會社とにつき對立せしめたものである。

故に平均資本の構成は有限責任會社の參加すること大なる營業部門に於て特に薄弱である。此のことは有限責任會社についても株式會社についても言へることであり、従つて此の部門の少い需要に歸せしむべきものであり此の部門に勞働する者の活動力の缺如に歸せしむべきものではない。

統計に示す獨逸の有限責任會社 (室谷)

社 員 の 數	有限責任 會社の數	有限責任の 會社本 資 金 (單位 百萬マルク)	數 (百分率)	資 本 金	
				百分率	平 均 單位 (1000マルク)
1.....	10,968	873.1	27.9	17.2	80
2.....	14,871	1500.1	37.9	29.5	101
3.....	5,415	716.5	13.8	14.1	132
4.....	2,431	389.0	6.2	7.7	160
5.....	1,268	190.0	3.2	3.7	150
6.....	771	137.9	2.0	2.7	179
7.....	509	151.0	1.3	3.0	297
8.....	348	75.5	0.9	1.5	217
9.....	257	59.7	0.6	1.2	232
10.....	237	65.3	0.6	1.3	276
11—49.....	1,404	648.2	3.6	12.8	461
50—99.....	197	98.7	0.5	1.9	501
100—499.....	168	93.4	0.4	1.8	556
500以上.....	18	45.6	0.1	0.9	2535
不明.....	387	35.9	1.0	0.7	93
	39,249	5079.9	100%	100%	129

いま資本の大小と營業部門とを關聯せしめて觀察すると、五〇萬マルク以上の資本を有する大なる有限責任會社は水道・瓦斯・電氣供給事業に於て二〇%を占め最も大である。然るに交通業に於ては其の割合は八%に過ぎず、商業に至れば三%を示すのみである。他方、五萬マルク以下の資本を有する小なる有限責任會社は營業部門の四乃至七に於て七%を示し、營業部門の三に於て四五・六%を占め最も小となつて居る。

四

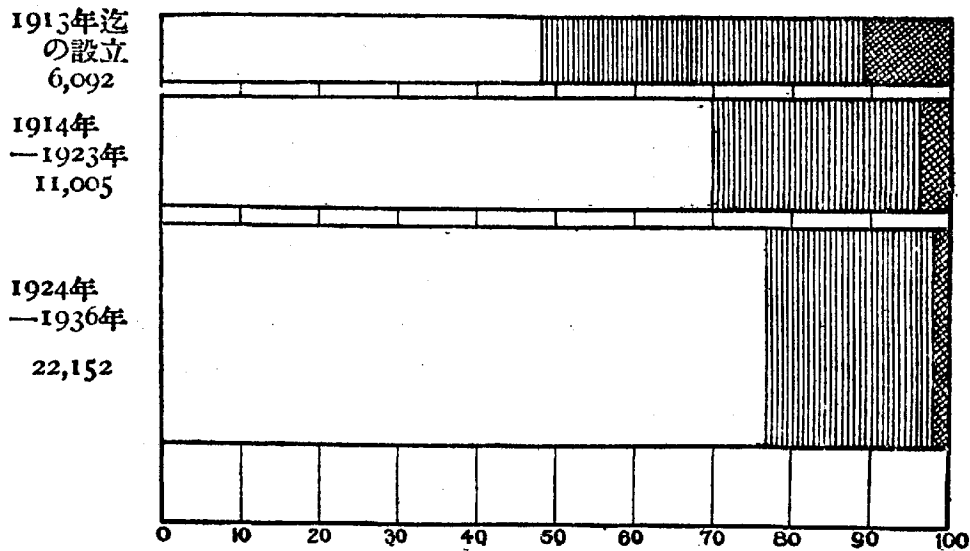
有限責任會社の社員の數は一九三六年十二月三十一日現在で上表の如くである。

即ち一人の社員から成る有限責任會社は謂はば一人會社であるが、數に於て二七・九%、資本に於て一七・二%を有し、何れも第二位を占

設 立 の 年	小 會 社	中 會 社	大 會 社
1913年迄.....	48%	41%	11%
1914—1923年.....	70%	26%	4%
1924—1936年.....	77%	21%	2%

1936年末現在の資本別による有
限責任會社の設立年及び社數

小會社(50,000マルク以下) 中會社(50,000マルク以上、500,000マルク未満) 大會社(500,000マルク以上)



める。第一位は二人の社員から成る有限責任會社であつて、數に於て三七・九%、資本に於て二九・五%を示す。従つて數に於ての約三分の二及び資本に於ての四六・七%が法律で規定するところの最少數三人の社員から成つて居る。五人以上の社員から成る有限責任會社の如きは約一〇%を占めるに過ぎず、資本の上から見ても三〇%を少しく超える程度である。

併しながら右の社員の資本構成は絶對的であるのみならず、社員の數の増加に伴ひ個々の社員の平均資本も増大することを注意せねばならぬ。故に平均資本は一人會社に於て最も少く八萬マルクである。但し此の平均資本の計算は内部の組織と比較的關係が薄いのである。従つて百萬マルク以上の資本を有する有限責任會社の一四〇は一人の社員の所有に

一九三六年末地方別 による有限責任會社	有 限 責 任 會 社					株式會社	
	社 數	資本金 (單位百万 マルク)	社 數	資本金	平均 資本 (單位千 マルク)	社數	百分率
			百 分 率				
1. 伯 林	8888	1041.8	22.65	20.51	117	1408	19.54
2. ラ イ ン 地 方	6258	747.0	15.94	14.71	119	914	12.69
3. サ ク ソ ニ ア 州	2988	270.2	7.61	5.32	90	758	10.52
4. ウ ェ ス ト フ ェ リ ア 州	2648	348.0	6.75	6.85	131	318	4.41
5. パ イ エ ル 州 (ライン河右岸)	2475	225.3	6.31	4.44	91	601	8.34

統計に示す獨逸の有限責任會社

(室谷)

あり、同額の資本を有する有限責任會社の二〇五は二人の社員の組織するところとなつて居る。而して右の二組の會社は資本の上で十一億六千萬マルクを算し、之は有限責任會社の總資本の約二五%に當るものである。

少數の社員から成る有限責任會社は商業及び製造工業の部門に多く、特に三人以下の社員の會社は數に於て約八三%、資本に於て約七九%を占める状態である。

五

一九三六年十二月三十一日に於ける有限責任會社は大部分一九二三年以後の設立に係るものである。特にインフラチオンの時代に於ける有限責任會社の設立及び解散の頻繁であつたことは既報の通りで、それは株式會社に於けるものよりも大幅であつた。其の數字と圖とを示せば右掲の如くである。(一六四頁)

個々の時期に於ける資本の大小は一部分は新設に際しての資本の最少額の變動に因るものである。金マルクの轉換に關聯して當時存在した有限責任會社は其の資本を五百マルク以下に確定し得たから、一九二四年

以前から有限責任会社總數の約九〇％は五百マルクの資本を有し、約九二％は五百マルク以上五千マルク以下の資本を有した。金マルク會計の命令に於ては新設に際し最少資本を五千マルクに確定し、一九二六年七月一日からは二萬マルクでなければならなくなつた。即ち現存の有限責任会社の中、資本金五千マルク以上二萬マルク未滿のものは當時から一九二六年までの間に九六％生じたのである。

終りに株式会社と比較し極めて多數の小規模の有限責任会社のことであるから、活動の地域に於ては後者は前者の如く廣汎に亘つて居らぬ。従つて有限責任会社の地方別は幾分信頼し得べき結果に導かれて居るのである。会社の五大地方別を示すと右表の如くである。(一六五頁)

更に詳かに營業別及び資本別を加へた有限責任会社の地方別を掲げると次の如くである。(數字の最大のものに限り上下に線を引いて注意した。)

地 域	1. 原料工業		2. 製造工業		3. 水道、瓦斯、電氣、供給事業		4. 商 業		5. 銀行、保險、貨幣、引所業		6. 交通業		7. 其の他		合 計	
	社數	資本金 (單位百万マルク)	社數	資本金	社數	資本金	社數	資本金	社數	資本金	社數	資本金	社數	資本金	社數	資本金
I. 東 京	25	1.3	106	22.5	15	4.3	201	18.7	6	0.1	23	2.4	56	1.4	432	50.7
II. 伯 林	129	21.3	2688	369.1	16	17.0	5,067	411.4	202	153.1	119	20.5	667	49.4	8888	1041.8
III. プラッヂンブルク	67	12.0	308	62.6	15	15.1	253	17.2	7	0.4	17	1.7	74	2.4	741	111.4
IV. シュレツ	106	17.8	408	73.3	18	3.6	554	45.4	20	50.7	28	3.2	147	7.5	1281	201.5
V. サクソニア (屬州ヲ含ム)	233	27.2	1818	379.2	28	22.6	1685	110.4	42	2.0	98	15.3	310	19.6	4214	576.3

VI. ハンノーヴァー	178	28.4	491	54.5	18	9.9	498	35.1	13	0.7	56	26.2	104	8.5	1358	163.3
	760	115.7	3316	481.6	58	52.5	3,531	253.0	90	88.6	234	53.5	917	50.1	8906	1095.0
VII. カエントニア及 ラウイッテ	159	30.1	959	169.9	11	5.0	979	122.4	37	3.1	63	7.1	195	15.7	2403	353.3
VIII. ヘルツェ	180	18.5	1116	112.4	49	18.4	1,201	84.8	42	10.2	63	4.5	214	11.7	2865	260.5
IX. ムンヘン	68	13.2	647	126.6	14	3.9	484	35.7	19	1.4	23	3.0	93	8.9	1348	192.7
X. カルテンベルヒ	75	13.9	586	113.4	13	3.7	560	63.9	23	0.9	38	1.5	130	10.1	1425	207.4
XI. ムンヘン	49	16.4	337	43.2	24	6.7	176	8.2	8	0.1	12	0.3	50	6.3	656	81.2
XII. ムンヘン	32	4.5	484	90.4	7	0.8	1,351	140.7	46	10.3	117	54.6	123	11.5	2160	312.8
XIII. ムンヘン	164	93.0	802	122.7	36	24.0	1,156	105.1	72	8.0	123	65.5	219	13.6	2570	431.9
XIV. 其他	2225	413.3	14066	2221.4	322	187.5	17,696	1452.0	627	329.6	1014	259.3	3299	216.7	39249	5079.8

地域	二萬マルク以下		二萬マルク以上 五萬マルク未満		五萬マルク以上 五十萬マルク未満		五十萬マルク以上	
	社数	資本金	社数	資本金	社数	資本金	社数	資本金
I. 東プロシヤ	107	0.6	221	5.3	91	10.2	13	34.6
II. 伯林	2276	12.2	4635	104.8	1687	206.5	290	718.3
III. プラントプアルク	174	1.0	359	8.4	174	25.0	34	77.0
IV. シュレツ	278	1.6	570	14.0	364	49.8	69	136.1

地 域	二萬マルク以下		二萬マルク以上 五萬マルク未満		五萬マルク以上 十萬マルク未満		十萬マルク以上	
	社 数	資本金	社 数	資本金	社 数	資本金	社 数	資本金
V. サクソニー	803	5.0	2058	49.6	1159	169.1	194	352.6
VI. ハンノーヴァー	352	1.8	592	14.2	329	47.8	85	99.5
VII. ウェストフアラニア及 ラウテンシュタット	2098	13.5	4115	97.9	2349	324.9	344	658.7
VIII. ヘッセル	554	3.4	1168	27.3	580	109.9	101	212.7
IX. バイエル	571	3.4	1491	35.2	706	95.1	97	126.8
X. ウェルテンスルヒ	226	1.6	633	15.1	404	60.4	85	115.6
XI. バーデン	261	1.7	682	16.2	410	55.9	72	133.6
XII. チューリッゲン	122	0.8	312	7.5	187	25.2	35	47.7
XIII. ハンブルク	508	2.9	1042	23.7	510	65.8	100	220.4
XIV. 其 他	544	3.5	1187	38.3	717	777.0	113	328.9
	8875	53.0	19075	447.5	5667	1312.6	1632	3266.8

即ち營業別に就て見ると商業、貨幣・銀行・取引所・保險業は伯林に最も有力に現はれ、資本別に關して觀ふと伯林の割前は最少資本のもの及び其の次のものに於て首位を占めて居る。他方、營業部門の一乃至三と大資本の二つの區分とがラインランド及びウェストファリアによつて占められて居ることも見逃してはならぬ。